地域包括医療・ケア認定制度のご案内

「地域包括医療・ケア」実践のスペシャリストとして、ぜひご参画を!

本認定制度は、公益社団法人全国自治体病院協議会(以下「全自病協」という。) と公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会(以下「国診協」という。)が共 同で行っており、地域包括医療・ケアの専門性をもって活動されている「施設」、「医 師・歯科医師」、「コ・メディカル」を認定し、医療機関の機能向上、職員の意識高揚 と資質の向上を図るものです。

申請にあたっての詳細(申請様式等)は、国診協ホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

国診協ホームページ http://www.kokushinkyo.or.jp/

→「地域包括医療・ケア認定制度」

平成19年2月に「地域包括医療・ケア認定制度」創設され、現在(H26.3末)までに、施設認定「90施設」、医師・歯科医師「134名」、専門職(コ・メディカル)「260名」が認定されております。

いずれも、地域包括医療・ケア認定審査委員会の厳正な審査を得て認定され、地域での活躍が認められております。

- ○医療機関として、機能・活動の向上を図りたい!
- ○職員の資質の向上、意欲の高揚を図りたい!
- ○地域の医療機関として「地域包括医療・ケア」の実践施設であることをPRしたい! 等

「地域包括医療・ケア」を実践されている皆様の想いをカタチにした 認定制度です!

申請をお待ちしております。

※審査は、年2回(9月頃、2月頃)行われておりますので、審査日1カ月前までに申請頂きますようお願いいたします。

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会